

南部箕蚊屋広域連合地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

平成27年2月27日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(地域包括支援センターの職員等に係る基準)

第2条 法第115条の46第5項の規定による条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66に定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月23日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。